

社会福祉法人パール パールケア
指定障がい児相談支援契約書
<令和6年4月1日現在>

____様(以下「利用者」という。)と社会福祉法人パール 相談支援事業所「パールケア」(以下「事業所」という。))は、指定障がい児相談支援サービスについて次の通り契約（以下「本契約」という。）致します。

○第1条（契約の目的）

本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障がい児相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所が利用者に対して必要な児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援サービスを適切に提供する事を定めます。

○第2条（契約期間と契約の終了）

契約期間は____年 ____月 ____日から、利用者の指定障がい児相談支援給付費の有効期間満了日までとします。

ただし、契約満了日までに、利用者から事業所に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○第3条（障害児支援利用計画の作成）

- 1 事業所は、相談支援専門員に障がい児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者様が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という。）します。
- 3 相談支援専門員は、障がい児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障がい児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障がい児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 5 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障がい児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児童福祉法（以下、「法」という。）第六条二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障がい児支援利用計画案を作成します。
- 6 相談支援専門員は、前項で作成した障がい児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障がい児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。
- 7 相談支援専門員は、給付決定が行われた後に、指定障がい児通所支援事業者等、その他の者との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障がい児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員は障がい児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

○第4条（障がい児支援利用計画作成後の便宜の供与）

事業者は、障がい児支援利用計画作成後において、次の各号に定める指定継続障がい児支援利用援助を提供するものとします。

- 1 相談支援専門員は障がい児支援利用計画作成後、障がい児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- 2 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

○第5条（障がい児支援利用計画の変更）

利用者が障がい児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障がい児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

○第6条（障がい児入所施設等への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障がい児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、障がい児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

○第7条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1 事業者の提供する指定障がい児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。
但し、障がい児相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとします。
- 2 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定障がい児相談支援サービスの提供を受ける場合には、それに要した交通費実費額を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の交通費実費額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月27日までに支払います。

○第8条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定障がい児相談支援サービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい児通所支援事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定障がい児相談サービスを行います。

○第9条（事業者の具体的義務）

- 1（安全配慮義務）事業者は、指定障がい児相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。
- 3（守秘義務）事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定障がい児相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

- 4 (記録保存整備義務) 事業者は、指定障害児相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。利用者はこの記録の開示を求めることができます。また実費を負担してコピーすることができます。

○第10条 (虐待の防止)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、その従事者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるものとします。

○第11条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、指定障害児相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、区市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、指定障害児相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

○第12条 (契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 4 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 5 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

○第13条 (利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の10日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

○第14条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- 2 事業者もしくは相談支援専門員が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

○第15条 (事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 2 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

○第16条 (苦情解決)

利用者は、本契約に基づく指定障害児相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

